

所得税の還付申告説明会を開催

市では、所得税の還付申告説明会を開催します。この説明会では、税理士による説明を聞きながら、自分で申告書を作成し、提出することができます。

問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 133、134 ・ FAX (43) 1125



▶ 還付申告説明会の日程 ※予定された開始時間に説明会が始まりますのでご注意ください。

申告内容	と き	ところ
公的年金受給者	1月26日(月) 1月27日(火)	ウェルス幸手2階研修室 幸手市大字天神島1030-1 (アスカル幸手向かい)
医療費控除	1月28日(水)	
住宅借入金等特別控除 (初めて控除を受ける人)	1月29日(木)	

▶ 公的年金受給者 開催日：1月26日(月)・27日(火)

- ▼対象 平成20年中の収入が公的年金だけで、源泉徴収された所得税がある人
- ▼用意する物 ①平成20年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ) ⑤社会保険料(国民健康保険や後期高齢者医療保険・介護保険料など)の証明書、医療費の領収書など
- ※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。
- ※計算の結果、還付にならない場合もあります。
- ※1月26日、27日の公的年金受給者の説明会については、午前、午後(2日間計4回)で対象地区の割振りをさせていただいております。詳しくは本号折込チラシ「公的年金を受けている方へ」をご覧ください。

▶ 医療費控除 開催日：1月28日(水)

- ▼対象 平成20年分の収入が給与所得のみ(年末調整済)で医療費控除額が出る人
(医療費控除の計算方法)
平成20年中に支払った医療費－保険などで補てんされた金額＝A
A－(「10万円」または「所得の5%」のいずれか少ない方の額)＝医療費控除額(最高200万円)
- ▼用意する物 ①平成20年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④医療費の領収書 ⑤保険などで補てんされた金額のわかるもの
- ※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。
- ※計算の結果、還付にならない場合もあります。

▶ 住宅借入金等特別控除(初めて控除を受ける人) 開催日：1月29日(木)

- ▼対象 平成20年分の収入が給与所得のみで、年末調整済の人
(控除を受ける要件 ～新築住宅の場合～)
- ・住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいること
 - ・家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること
 - ・床面積の1/2以上が専ら自己の居住用であること
 - ・控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること
 - ・民間の金融機関や住宅金融公庫などを利用していること
 - ・住宅ローンなどの返済期間が10年以上で、月賦のように分割返済すること
- ※中古住宅や増改築などの場合は上記要件が異なります。
- ※借入金に連帯債務があるときは、負担割合を明らかにする必要があります。
- ▼用意する物 ①平成20年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④申告者本人の住民票 ⑤家屋の登記事項証明書または登記簿謄(抄)本 ⑥請負契約書または売買契約書(収入印紙貼付のもの)の写し ⑦住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(2か所以上から交付を受けている場合はそのすべての証明書) ⑧増改築等工事証明書(増改築の場合のみ) ⑨住宅ローンなどに含まれる敷地などの購入に係るローンについて、この控除を受ける場合は、その敷地の登記事項証明書と取得価額や取得年月日など明らかになる書類(敷地などの分譲に係る契約書など)の写し

農業所得「収支内訳書」は 確定申告までに

農業所得の「収支内訳書」の用紙・減価償却計算例は、市内各公民館、市役所税務課、ウェルス幸手、老人福祉センターおよびコミュニティセンターに用意していますので、確定申告が始まるまでに作成していただくようお願いします。

▼ 所得税の還付申告は お近くの税理士事務所でも行えます

税理士会では、お近くの税理士事務所、所得税の還付申告相談および確定申告書の作成を無料で行います。

期間 2月2日(月)～13日(金)

※土曜、日曜、祝日は除く。

時間 午前9時30分～午後4時

対象

つぎの要件に該当する人です(住宅借入金等特別控除を受ける人や、給与・年金以外の所得のある人などを除きます)

○年金を受けている人

○給与所得者で医療費控除を受ける人

税務署からのお知らせ

所得税の確定申告の相談および申告の受付

とき 2月16日(月)～3月16日(月)

※土曜・日曜・祝日を除く。

※春日部税務署では、2月22日(日)、3月1日(日)も確定申告の相談・受付を行います。

内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

※申告書は、郵送、信書便に

問合せ 春日部税務署 ☎048(733)2111

○年の途中で退職または就職した人で年末調整をまだ受けていない人

※内容によっては無料とならない場合もありますので、ご希望の人は必ず事前に、実施する各税理士事務所に相談内容や相談時間などをご確認ください。

※源泉徴収票「給与所得の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

※平成20年分「公的年金等の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

(2) 医療費控除を受ける人

① 医療費の領収書(1年分の合計額を計算してきてください。)

② 保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの

③ 印鑑

④ 電卓などの計算機

※還付金を振り込む預金の口座番号など(申告者名義のもの)をメモしてきてください。

問合せ 関東信越税理士会

春日部支部事務局 ☎3440067

春日部市中央6-1-13 寿ビル3F ☎048(738)7470

※午前9時～正午、午後1時～4時。

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

▶ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除) 平成21年度分

▼ 所得税で控除しきれなかった額を市・県民税から控除できます

税源移譲の実施により、住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない場合、税源移譲前の所得税で控除できた額と同等の控除となります。平成20年度分から28年度分の市・県民税で控除する措置があります。

対象 平成11年1月1日～平成18年12月31日に入居し、既に住宅ローン控除の適用を受け、左の①または②のどちらかの条件を満たす人

申告書の発送 平成21年1月1日現在の住所が幸手市で、平成20年度に控除を受けた人には、今月上旬に関係書類を郵送

※平成20年1月2日以降に他市町村から幸手市に住所を移した人、また、該当すると思われる人で書類が郵送されない場合は税務課までご連絡ください。

申告方法 住宅ローン控除の申告は、控除期間中毎年必要です。毎年3月15日(今年は3月16日)までに、市役所に申告してください。なお、確定申告をする人については、税務署を経由して確定申告書とともに申告できます。

※詳しくは、郵送される書類をご覧ください。

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133、134・FAX(43)1125

A 住宅ローン控除可能額	B 所得税額	C 税源移譲後の税率で計算した20年分(各年分)所得税額	市・県民税所得割額から控除される金額
B 所得税額	A 住宅ローン控除可能額	所得税から控除	
C 所得税額	税源移譲で減少	A 住宅ローン控除可能額	所得税から控除
A 住宅ローン控除可能額	所得税から控除	住民税から控除	

① 税源移譲前	B 所得税額	A 住宅ローン控除可能額	所得税から控除	
② 税源移譲後	C 所得税額	税源移譲で減少	A 住宅ローン控除可能額	所得税から控除
③ 税源移譲前	B 所得税額	A 住宅ローン控除可能額	所得税から控除	控除不可
④ 税源移譲後	C 所得税額	税源移譲で減少	A 住宅ローン控除可能額	所得税から控除
			住民税から控除	控除不可